

第7回農林水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和2年3月10日（火）13:27～14:41
2. 場所：合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）佐久間総一郎座長、南雲岳彦座長代理、新山陽子
（未来投資会議）金丸恭文議員
 - （専門委員）齋藤一志、林いづみ、藤田毅、本間正義、三森かおり
 - （政府）大塚副大臣、田和内閣府審議官
 - （事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、小見山規制改革推進室参事官
 - （ヒアリング出席者）農林水産省：平形政策統括官付農産部長
農林水産省：小林政策統括官付参事官
農林水産省：上原政策統括官付穀物課米麦加工流通対策室長
農林水産省：沖消費・安全局総務課長
農林水産省：渡邊食料産業局食品流通課商品取引室長
農林水産省：山口大臣官房政策課長
消費者庁：五十嵐食品表示企画課長
財務省：齋藤国税庁課税部酒税課酒税企画官
公益社団法人日本農業法人協会：井村副会長
公益社団法人日本農業法人協会：互理事
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 農産物検査制度の見直し状況について
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 小見山参事官 それでは、時間より若干早いのですが、第7回農林水産ワーキング・グループを開催したいと思います。
 - 本日は、大塚副大臣が御出席予定です。また、未来投資会議より金丸議員に御出席いただいております。
 - それでは、以降の議事進行につきまして、佐久間座長にお願いしたいと思います。
 - よろしく申し上げます。
 - 佐久間座長 それでは、本日の議題に入ります。

議題は「農産物検査制度の見直し状況について」であります。

1月31日に開催しました第5回農林水産ワーキング・グループにおいて、生産者・外食中食事業者の方から農産物検査の現状や要望についてお話を伺いました。今回は、所管府省であります農林水産省・消費者庁・財務省より、生産者や事業者の方の御要望を踏まえ、農産物検査制度をどのように見直すことが可能か、ヒアリングを行います。

また、今回は、前回御出席いただきました日本農業法人協会の皆様にもオブザーバーとして参加していただいております。

まずは農林水産省より、恐縮ですけれども、10分程度で説明をお願いいたします。

○平形農産部長 農林水産省の農産部長でございます。

それでは、早速ですが、説明をさせていただきたいと思っております。資料1-1を御覧ください。農産物検査制度の見直しの状況についてでございます。1枚めくっていただきまして、1ページ目、農産物規格・検査制度ということですが、全国統一的な規格に基づく等級格付により、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示して、現物を確認することなく、大量・広域に流通させるといった仕組みとなっております。検査数量約500万トンでございます。国内のお米の生産量の7割弱が検査を受けているという状態でございます。

2ページ目、農産物検査規格のこれまでの見直しの状況でございます。平成28年11月の農業競争力強化プログラムにおいて、農産物検査規格について、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直すということになっておりまして、31年1月から懇談会というものを開催いたしまして、当ワーキング・グループの齋藤専門委員にも参加していただきまして、かなり議論を重ねました。3月に中間論点取りまとめを行って、この中間論点取りまとめを踏まえて順次見直しを行ってきているところでございます。

主なものを紹介いたしますと、令和元年7月、検査事務の簡素化ということで、様式の簡素化ですとか、報告回数削減等を図ってまいりました。

11月、農産物検査。これは主には目視でやっているのでございますけれども、これに対して、穀粒判別器等の機器が発達してきたということがございまして、これを利用可能とするための鑑定方法の告示の改正を行っております。令和2年産から活用が可能となっております。

10月、農産物検査の規格そのものを見直しということで、農産物検査規格検討会を設置いたしまして開催をしております。その中で、令和2年3月のところを書いてありますけれども、水稻うるち玄米の農産物検査規格の改正。後で説明いたしますが、異種穀粒の規格を簡素化したり、紙袋から1トンのフレキシブルコンテナ、大きなコンテナへの移行というのを今、進めているわけですが、推奨フレコンの規格についても検討会で取りまとめを行っている。そのほか、着色粒等の規格の見直し等を検討中でございます。

3ページ目は、平成9年12月の行政改革の最終報告以降の民営化の経緯ということでございます。一番下のところにあります。平成12年4月に検査法の改正をいたしまして、18年4月までに民営化が完全に移行ということでございます。

4 ページ目でございます。座長からお話がありました1月31日の法人協会での要請というところでございます。

5 ページ目は、米の流通構造のイメージですけれども、1月31日のワーキング・グループの中でも議論になったので、少し整理をしたいと思っております。JA、卸等を通じて大量・広域に流通する米については、法人協会もおっしゃっているように、何らかの検査規格が必要だということですが、一方で、ピンクのところですが、農家から直接外食・中食、あるいは消費者に流通させる、こういう直接取引の部分が流通量としてもかなり増えてまいりまして、これに同じような検査の制度を適用するのかどうか。流通ルートや実需のニーズに即したものに直視したらどうかということで、今、検討を進めているところでございます。

6 ページからオーダーのありました法人協会の要請に対する対応ということでございます。

7 ページ目を御覧いただきたいと思っております。各シートですが、一番上の赤い括弧内は、法人協会様の要請事項。その下にある緑色の括弧は、当省の農産物検査規格の懇談会の中間論点整理でどう整理されたか。以降、どういうふうに検討を行っていくか。そういう整理の仕方にしております。

まず、経営所得安定対策、収入減少影響緩和対策、ナラシの交付対象とすることという御要請ですけれども、中間論点整理の中では、ナラシなどの制度については、直接取引など、買い手から農産物検査による証明を求められない場合にまで現行の検査が必要か否か検討というふうになっております。

ナラシというのは担い手のセーフティネット対策でありまして、主食用米などが収量が減少したり、価格が下落したときの収入減少を補填するものなのですけれども、そうなりますと、主食であること、それから数量・価格がある程度確認できるということが必要になってきます。

今後の対応方向（検討中）ということでございますが、①②③といったものを販売書類等で確認して、ナラシの対象にするという方向で検討したいと考えております。

9 ページ、水田活用の直接支払交付金の交付対象にするようにという要望でございます。中間論点整理は、先ほどと同じところでございます。水田活用というのは、主食用以外の作物に対して支払われる直接支払なのですけれども、今後の対応方向というところで、①と②、加工用・飼料用・米粉用について販売伝票等で水分含有量等を確認して、これを対象にできないかということを検討したいと思っております。なぜかと申しますと、数量払いみたいなものは、水分量で支払単価が変わってくるということがございますので、不正を防ぐ意味である程度のチェックは必要だと考えておりますが、検査を経ないで伝票等で確認できる方法を考えたいと思っております。

11 ページ、食品表示法に基づく表示（品種・産地・産年）ができるようにすることということでございます。中間論点整理の中では、直接販売など取引の形態によっては農産物

検査による証明がなくても一部の表示は可能とすべきとの要望を踏まえて、所管する省庁とも議論をしておく必要というふうに整理されております。

現行制度ですけれども、全国で生産されて不特定多数の人に書類の確認のみで流通するというお米の性格。それから産地・品種によってかなり価格差が変わるということ。3つ目、適正な表示がなされることに対する消費者、流通・販売事業者からの要請が強いという点でございますけれども、これからの対応というところで、生産者による直接販売で顔が見える関係のものについては、「未検査」を併記して産地・品種・産年（3セット）の表示が可能かどうかについて、消費者庁と調整を進めていくという段階になっております。

改正の考え方ですが、①②③にありますとおり、事業者の負担、表示の妥当性、国際的ルールとの整合性、こういったものを勘案しながら検討を進めていきたいと思っております。

12ページ、要望の中で備蓄米の政府買入れの対象となるようにすることという要望でございます。「これまでの対応」のところに書きましたが、令和2年産から新型の穀粒判別器を利用して備蓄米の買入れができるように手当てをしたところでございます。今後この施行状況を見ながら、どう拡大していくかということを考えていきたいと思っております。

13ページ、商品取引の対象となるようにすることという御要望でございます。「これからの対応」のところにありますが、これは商品取引を開設している大阪の堂島商品取引所が、売り手、買い手のニーズを踏まえて市場の活性化に必要と判断した場合にはどういう対象にするかということを決めることとなりますので、その議論を待つということになるかと考えております。

14ページ、法人協会さんのほうから、大量に流通するものについては、統一的な検査規格は必要と考えるけれども、検査規格は極力簡素化してほしいということでございます。

「これまでの対応」のところに1、2と書いてありますが、回数を減らしたり、抽出方法を効率化したり、そういったことを今までも取り組んできたところでございます。今後もそういったことをできるものからやっていくということでございます。

15ページでございます。要望の中で、実需者から一定の品質の要請があったときに、要請される品質ごとに、それを測定するための統一的な方法というものを要望されております。「これまでの対応」のところで、穀粒判別器も活用できるように告示を改正するとともに、これからの対応としまして、実需者から要請があったときに、農業者がこういった方法を標準的に使えるようにガイドラインを作って公表したいと考えております。

手短ですが、以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして消費者庁より、恐縮ですが、5分程度で説明をお願いいたします。

○五十嵐食品表示企画課長 消費者庁食品表示企画課長の五十嵐でございます。私からは食品表示に係るルールについて御説明いたしたいと思っております。

1枚おめくりください。玄米・精米は生鮮食品でございますが、こちらは、一般的な生

鮮食品の義務表示のルールでございます。生鮮食品の名称と原産地が横断的に義務で表示する事項となっております。例えば、こちらの写真にもありますが、タマネギであれば、名称として「タマネギ」、原産地として「北海道産」と書くこととされています。そういうシンプルなものでございますが、一部、今回の玄米及び精米のように個別に表示が義務付けられているものもあります。先ほど農水省から御説明がありましたが、玄米及び精米に関しては、産地・品種・産年などを記載するというのがルールになってございます。

1枚おめくりください。精米の表示例について具体的に御説明をしたいと思います。産地・品種・産年については、農産物検査法による証明があって初めて表示することができます。ただし、産地については、農産物検査法の証明に代えて農水省で所管しています米トレーサビリティ法によって産地伝達がされている場合は、その産地伝達の内容に沿って記載をすることもできます。資料の右側にありますが、産地伝達が、国内産であれば「国内産」と記載できますし、それが都道府県名であれば「〇〇県産」と記載できます。しかし、この場合、検査法による証明を受けていないので、「（産地未検査）」と表示をする必要があります。

資料の左側の一番下になるのですが、先ほど御説明したケースは、単一の原料玄米だけを袋詰めしたケースですが、今度は、複数の原料玄米を袋詰めした場合には、証明を受けた内容を表示するとともに、任意で「未検査米」を書くことができるということになっております。

1枚おめくりください。我々は、食品表示法に基づく食品表示基準で食品表示に関する細かいルールを定めているところですが、この基準を改正なり検討する際に考慮する事項、根本的な考え方があります。それは4つ事項がありまして、1つは、食品表示は消費者のために行っているものでございますので、まず1番に消費者の意向があるかどうかを考えます。ただ、消費者の意向があるからといって全てを表示するわけではございませんで、一方で、左側にありますが、事業者がこの表示を行うにあたって実行可能性のあるかどうか、物理的にできるかどうか。物理的に可能であっても、莫大なコストがかかるようであれば、それも表示を義務付けるにあたっての1つの考慮事項になるということでございます。

3つ目の考慮する事項として表示違反の食品の検証可能性ということで、この食品表示基準に違反した場合には、指示、命令、最終的には罰則もかかってきますので、違反しているかどうか分かるというのも考慮する事項の1つとなっております。

今回、「米」に関してはあまり関係ないのですが、4つ目の考慮する事項は、国際整合性です。表示の世界はコーデックス規格というのが国際ルールでございますので、そのルールとの整合性も加味するということになっております。

1枚おめくりください。4ページです。このような食品表示の適正性を担保するための手段、すなわち、表示している事項が正しいかどうかということ担保する手段ですが、資料の一番下の4番目、全ての食品において表示の根拠資料の保存を努力義務としており

ます。これが原則になっておりますが、今回の玄米及び精米については、更にこれが厳しくなっていて、特定の表示を行う場合には農産物検査法、要するに、法律に基づく証明を要するものがあります。

それ以外にも2と3とありまして、2番がより厳しめになってはいますが、これは分別生産流通管理が行われた旨を表示する遺伝子組換え農産物の場合は、分別管理をした旨、書類による証明が必要であり、この証明書の保存が求められています。

3番目のところですが、食品表示の中で栄養成分表示というものがありますが、その量、例えばたんぱく質で特定の数値を書く場合に、それを決められた方法でなくて推定値で表示を行う場合は、その根拠資料を保管することとなっています。担保する手段というのはこの4段階あるところでございます。

実際に今回の米に関してどのレベルにするかというのは、生産者、卸売業者等の事業者を所管する農水省のほうで検討されて、消費者の意向を踏まえて、我々と調整をしていたとということになると考えております。

次のページをおめくりください。食品表示基準を改正する際には、食品表示法において、消費者委員会の意見を聞かなければならないとされています。消費者委員会は独立した第三者機関として内閣府の中に設置しておりますが、基準を改正する際は、こちらに諮問し、議論していただいて、答申をいただいた後、初めて改正ができるという仕組みになっているところでございます。

消費者庁からの説明は以上となります。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、最後に財務省より、恐縮ですが、3分程度で説明をお願いいたします。

○齋藤酒税企画官 国税庁の酒税企画官の齋藤でございます。本日はよろしくお願いたします。

資料1-3に沿いまして、特定名称の清酒につきまして、その制度の概要を御説明いたします。清酒における特定名称につきましては、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定に基づきまして、国税庁告示、清酒の製法品質表示基準というところで規定をしております。この基準につきましては平成元年11月に制定されまして、翌年の平成2年4月に施行されております。

この基準を定めるに至った背景ということについて触れさせていただきますが、昭和63年当時、清酒におきまして、純米酒、吟醸酒、本醸造酒など、多様なタイプのお酒が市場に供給されるようになっておりました。しかしながら、それらの表示については、当時業界の自主ルールというものが置かれているだけで、消費者からそれらがどのような品質のものなのかよく分からないといった声が出ておりました。

それとともに、昭和63年の酒税法の改正によりまして、年配の方はよく御存じだと思いますが、消費者の方に長年親しまれていた特級であるとか、一級、二級といったいわゆる級別制度が廃止されることとなりまして、清酒の製法とか品質等について法的なルール

の必要性が求められるといったような次第になっていった、このような状況の中で、清酒につきましては、その製造方法とか品質に関する基準を定めていくということが、一般消費者の商品選択を保護して、ひいては清酒の安定的な取引の確保につながるということで、この表示基準が定められるということになったわけでございます。

資料の1ページの上の枠の2ポツ目にこの表示基準で特定名称の表示の要件を規定している意義を書かせていただいております。この基準により、高品質・高付加価値である特定名称の清酒について、消費者利益の保護の観点から特定名称を表示するのにふさわしい製法品質の確保、表示の適正化を図ることを目的としております。

資料の4ページに特定名称の清酒の課税移出数量の推移がございます。近年、清酒全体の課税移出数量が右肩下がりとなっている中で、直近のデータでは市場に出回っている約4割弱の清酒が特定名称の清酒ということになります。その割合は年々増加しており、プレミアム化が進んできているということでもあります。

清酒の主たる原料となる米についても、特定名称の清酒というブランドの価値を確保する観点から、この名称を表示するのにふさわしい一定の品質のものにしようということで、農産物検査により三等以上に格付されたものを要件としております。これは、一定の品質の清酒を造る上で、それに見合う品質のよい米を選ぶのが重要ということで、いわゆるくず米等をより多く含んでいる規格外の米を除くための要件となっております。

現在、米の品質をはかる尺度として農産物検査が存在しているわけですが、一定の品質の米かどうかについて、現行の農産物検査によるものと同等、あるいは同等程度と認められるほかの方法があるのであれば、国税庁といたしましては、その受入れの可能性につきまして、業界の意見も聞きながら検討していきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上が特定名称の清酒に関する概要についての説明になります。
○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、前回御要望いただいております日本農業法人協会様から何か意見等ございますでしょうか。

○井村副会長 ありがとうございます。日本農業法人協会副会長の井村です。隣に互理事。2人で参加させていただきました。今回、農林水産ワーキング・グループに引き続き、このような発言の機会を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。全国の会員を代表して御礼申し上げます。農林水産省をはじめ、関係各省庁には当協会の要請に真摯に御検討いただきまして、本当にありがとうございます。

当協会は、この見直しというものが消費者にとってプラスになるということ。それと、生産者にとって、特にコスト面において有益になるということ。それと、流通、実需の関係者にとってもウィンになること。全てが納得できるような改正にさせていただければと考えていることを最初に申し上げておきます。

せっかくの機会ですので何点か御意見をさせていただきます。そもそも論ですが、政府で閣議決定いただいている農業競争力強化プログラムにおいては、農産物の規格について

合理的なものに見直すというのがあります。しかし、その後の議論において、今回の御提案も含めて、農産物検査法の在り方を基本から見直すということにはなっていないということが私たちの会員からの大きな意見でございます。ついては、今回の提案は本当にありがたいことなのですが、今後も継続してその検査自体の見直しにつながるような議論をしていただければと思います。

今回の説明に関して、ナラシの交付金対象にするということについて、農林水産省の資料の5ページ目、ピンクの囲いのところですが、中食・外食や消費者への直接取引に限るような記載になっているのですが、私ども法人協会といたしましては、それ以外の取引、卸や小売に対する販売についても是非ナラシの対象にしていただけないかと考えております。

次に、11ページ目、食品表示法に基づく表示について、未検査ということを併記した上で認めるということをご検討していただければということですが、当協会としましては、農産物検査法に基づく検査を受けていない米に関して農産物検査法に基づく検査米と完全に同等の取扱い、イコールフットィングといいますか、そういった形でネガティブ的な表示を行わないようにしていただきたい。どちらも意味検査をしているものですので、未検査と表示をせずに、いわゆる3点セット、産地・品種・産年を入れることができるような制度の見直しをしていただければと思います。

最後になりますが、今回の措置により農業者の負担、コストの増大につながるようなこと、極端に言えば、検査が厳格にならないように是非検討していただければと思います。

当協会からは以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、今までの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。新山委員、お願いします。

○新山委員 御説明と御意見ありがとうございます。

法人協会さんから出された御意見について教えていただきたいことが2点ございます。まず、検査について根本から見直してほしいということですが、根本から見直すということには何が含意されているのか。どこに不合理があったり、改善する余地があるのかをもう少し具体的に教えていただけませんか。

もう一点は、最後におっしゃった「未検査」という表記をした上で表示を認めるという御説明に対して、同等性の観点から、検査をしているので、表記なしで認めてほしいとおっしゃいました。不勉強なもので恐縮ですが、「検査をしている」というのは、どういう意味でおっしゃっているのか教えていただければありがたいです。

○佐久間座長 では、お願いします。

○井村副会長 御質問ありがとうございます。私が説明して、補足を互のほうから説明させていただきます。

まず、この農産物検査法が作られてからかなり長い年月がたっており、法成立当時からお米の価格もかなり下がっておりまして、私たちが着目しているのは検査のコストです。会員からアンケート調査をとりましたら、30キロ2つで60キロ、1俵で大体200～500円ぐらいにかかっているのではないかというアンケートの結果が出ております。今、コメの値段は60キロで1万2000円から1万6000円とか、いろんな価格があるのですが、その中で占める200円、500円というコストは、私たちはかなり大きなものだと見ています。コストを下げることによって少しでも消費者の方に安価なお米を、あるいは国際競争力という意味でも、これから輸出していく中で競争力を上げていきたいということが第一義にあります。

2点目の検査については、書類検査という意味で申し上げました。つまり、今、米トレーサビリティ法というものがあまして、私たち農家は、まず種を買います。何ヘクタール植えるために何キロのお米を買ったか、それから、その面積についてもきちっと地域でこれだけのものを作付けするという書類を作ります。生産調整の流れなどもあるのですが、どれだけ作付けしたかわかるようにしています。それからどれだけのお米を精米して、それがどういう品種でというものを流通のほうに追えるような帳票を全て整備しております。それらを整備した上で、当然実需の方、卸の方にお米を販売するわけですから、私たちも伝票などにそれを記入したり、あるいは買われる実需、卸の方も、その伝票を確認した上で米が流通していくという中で、私たちはその書類で検査同様の役目が果たせるという意味で申し上げました。

○互理事 互と申します。

今の点に補足させていただきますと、御質問の内容からすると、まだ、改善していただきたい点があると考えています。例えばお米には県によって奨励品種というのがございます。奨励品種でない場合に、他県で作ると、どんな検査を受けても「その他うるち米」という表示になります。弊社のグループに中井農産センターという会社がございますが、3県またがって営農しております。そういう状況の中で、3県ともに奨励品種になっているお米でないとその表示ができなくて、価格的に高価に売れないというところもございます。なので、現行制度の見直しが必要であります。

○新山委員 途中ですみません。表示は表示の問題が別途あるかも分かりませんが、今、お聞きしているのは、検査それ自体を根本から見直してほしいとおっしゃったので、どこに見直す余地があるのかをお尋ねしたのです。

○互理事 お話ししたように農産物検査法に基づく奨励品種の記載ルールがありまして、これをクリアするために検査を受ける場合は先ほど申しました高額な金額がかかるわけです。

○新山委員 こういうやり取りの仕方をしていいのかどうか分かりませんが、コストがかかるというのは分かりましたけれども、この辺りは理解を詰めないといけないかも知りませんが。

○井村副会長 本当に極端な話なのですけれども。

○新山委員 コストは分かりますが、問題は、今、食品安全の領域では、日本の消費者はいろいろ問題が起こったときに常に検査を求めますね。サンプリングでは了承しない。全数検査を求める。つまり、ゼロリスクを求めるという非常に強い志向があります。それに対応していかないといけないかどうかはまた別の話ですけれども、やはり消費者の人たちに受け入れてもらって、買ってもらって初めて生産が成り立つということを考えますと、多分流通業者の方も、一定の品質について担保されたものが扱えるということがあって、初めてスムーズな商売ができるのだと思うのです。

今、検査されているので、流通業者の方がわざわざ検査しなくても流通できますが、これがもし検査がなくなると。

○互理事 いや、検査をなくせとは言っておりません。

○新山委員 当然そうだと思うのですけれども、検査がなくなると、流通業者が自ら検査をするか、あるいは取引相手の生産者に検査を求めるか。生産者は個々に検査をしないといけないことになりますので、コストが今のコストで済むかどうかということになります。農水省からの御説明でも、法人協会さんも卸売業者を介する主要な流通については検査が必要だというお考えだと受け止めているという御報告で、前回私、この会議に出席できませんでしたので、その辺はよく分かっていないかも分かりませんが、そういう御認識をされているとっておりました。

ですので、検査を前提にして、その検査をどういうふうにしていけば合理的かということで御意見をおっしゃっておられるのだと思って、では、どういう検査になれば合理的かをお聞きしたいと思ったのです。

○互理事 今、農水省が説明したように、ロットがございますね。弊社ですと、1社と契約するのに、それだけでも500トン、600トンとかいうクラスになってくるのですよ。それを今までの検査方法で全てやると大変コストがかかります。今、農水省で検討していただいて、それをある程度サンプル調査にしたような検査方法でコストを下げたいと考えています。検査はしないということではございません。検査するなら簡素に行っていただきたいと思います。

○新山委員 検査が不要ということではないですね。そして、農水省で検査の改善について検討しておられることについて、その方向で検討をするということを求めているということですね。

○互理事 そういう法改正、規制改革をしていただきたいということでございます。

○新山委員 それなら分かるのですけれども、農水省から御説明があった上で、根本から見直してほしいという御意見でしたので、農水省の御説明では全然駄目で、もっと根本的に考えるべき点があるとお考えなのかと思ったものですから、それはどこなのかということ質問させていただいただけです。

○互理事 それは農水省さんと協議しながら進めていきたいと考えています。趣旨は昭和

26年に施行された農産物検査法を現状に合った農産物検査法に変更していただきたいという事です。

○新山委員 それでは、農水省では検討するという事を言っておられて、議論をされながら一緒に検討していくという方向でよいということとしてお聞きしたらよろしいですか。

○小見山参事官 新山先生、法人協会さんから具体的な提案を頂いて、それを農水省さんをはじめ、今日お考えいただいているので、まずはその議論もしていただいた上で、根本的と言ってもどこまで根本的かと言い出しても哲学的になりますので、何が必要なのかというのは、各論で議論していくというのをされたらどうかと思いますが。

○新山委員 私はそのつもりでうかがいました。「根本的」と言われたので、全否定なのか、全く違うところにお考えがあるのかと思い、その内容をお聞きしたいと思った次第です。具体的に議論していくということであれば、そちらに移っていただければよいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。南雲座長代理、その後に本間専門委員、そして林専門委員、お願いします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

根本的かどうかというのはちょっと難しい問いかもしれませんが、お話を聞いていると、端的に言えば、ビジネスモデルとして時代に合わなくなっている検査制度なのだという事なのだろうと思うのです。つまり、コスト競争力を担保し続けていくには時代になかなか合っていないのではないのか。精米の歩留まり率というところに着眼した制度という形で今まで流れてきて、それはそれでいいところもあったのでしょけれども、前回おむすび権米衛さんの話を聞いていると、それとは全く違う基準で消費者はお米を選んでいると。全く関係ないと。消費者のための制度だったはずが、消費者は全然違う基準で物を選んでいるという時代を迎えていると。

それから、先ほどの消費者庁さんの資料を見て、国際整合性ということですが、「国際」という言葉が出てくるということは、お米の国際競争力をとっていくためのいいポジションに日本はそもそもいるので、これをうまく使って非常にいい輸出産業に育てていくというチャンスもあるという中で、基準がその足かせになるようであるならば、それを作り直すいい機会なのではないか。そういう意味で「根本的」という言葉が出てきてもおかしくないのだと思うのですけれども、そういう消費者とか、国際競争力とか、コスト競争力。これは生産者のほうにとってということですが、三方よしのための仕組みを見直す機会に今、来ているのではないか。

今までの時間軸を見てもみますと、頂いている資料1-1の2ページとか3ページですけれども、時間がすごくかかっているのですね。今、気候変動とかも起こっていて、米の生産地も県をまたいでとか、変わっていく中で、このペースでやっていかれるのですかと。民間で製品の基準とかを作るときにはもう少しスピードが速い。かつそういったルール類

が経営会議とか取締役会にかかるときというのも、もう少し時代に合ったものでないとなかなか認められないというのが一般的な常識なわけです。なので、タイミングとしては、根本的、抜本的という言葉が正しいかどうかは別にして、ビジネスモデルを見直すタイミングということで捉えていくのが正しいスタンスではないかなと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 ありがとうございます。

私は、今、南雲座長代理が言われたような形で根本的な見直しと、できれば新しい制度に移行してほしいという気持ちを持っております。といいますのも、農水省さんの資料の3ページの一番上にあります行革委員会の報告。これは当時の規制緩和小委員会で議論されて、公開討論などもやりました。そこに私も委員として参加しておりまして、その報告書の作成に微力を尽くしたという経験もあるので、その辺りの経緯を少しだけ紹介させていただければと思います。

当時、米の検査だけではなくて、あらゆる国で行われている検査に対して、それを民営化せよという提言をしたわけで、民営化というのは、市場に任せられるものは市場に委ねるとというのが基本でありまして、ここで言う検査で何が得られているかといったら、情報なわけです。その情報の取引を民営化していくということが重要な話であって、必要な情報であれば、それが付加価値につながっていくであろうし、どういうものを消費者が求め、それに対して生産者がどういう形で提供できるか。これはマーケットの世界で決めていく話だと思うのです。それがなされていないがゆえに、今日まで来てしまったと思っております。

当時は食糧管理制度の名残もあったりして、かなりきつい検査を要求されていて、実質的には検査の実施機関のみの民営化であって、中身は民営化されていない。なおかつ政策の対象としてこれが使われているということがあるわけで、その意味では、当時から農産物検査法の改正に至るまでの改革というのは非常に不十分だったと個人的には思っております。

どういう商品であっても偽りのあるものは排除するというのが基本であって、これはマーケットで行われていくわけで、偽装があれば、たちまち社会的にも制裁をうけるし、それから様々な食品表示法等でもバックアップできるわけで、そうしたものを活用していったときに今の検査体制が必要であるかどうかということは、根本的に見直す必要があると思っております。

米のトレサ法とか食品表示法その他のものでかなりのところがカバーできるのではないかと考えていますし、米についてどういう情報が必要なのかということについては、自己確認、自主保安というものを可能にするような制度に変えていけばいいと思っております。例えばJAS規格等でこれをカバーするような方向も一つあると思っておりますし、言わば民

で行う検査の中身について、規格等は農水省が提供する、あるいは民と官で相談しながら適切な規格を作っていくということがあればいいのであって、今の検査制度というのは抜本的に見直す必要があると個人的には思っております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、林専門委員、次に藤田専門委員、お願いします。

○林専門委員 ありがとうございます。

消費者庁の五十嵐課長様に1点確認したいと思います。その後、財務省と農水省にも確認したいと思います。

まず、今日の消費者庁様の資料1-2の4ページに「食品表示の適正性を担保するための手段について」というページがありまして、先ほど御説明いただいたところを確認させていただきたいのですが、食品表示法の対象食品のうち、法律に基づく証明を要するものは、1番に書いてある玄米及び精米だけだということによろしいでしょうか。

○五十嵐食品表示企画課長 おっしゃるとおりです。正確に言うと、先ほどもちらっと御説明しましたが、産地に関しては農産物検査法でなくて米トレサによってもいいということにはなっていますが、玄米及び精米だけが法律に基づく証明を要するものということでございます。

○林専門委員 なるほど。そうすると、今、4ページの1番の四角の中に書かれております「当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明」というところの証明方法として、ここでは「国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい」と特定されているのですが、このような証明の手段を農産物検査法に限定するという今の食品表示基準を定めたのは、消費者庁なのでしょくか、それとも農水省なのでしょくか。

○五十嵐食品表示企画課長 食品表示法は平成25年に制定されていますが、この法律はもともと食品衛生法とJAS法と健康増進法の3つの法律の表示部分を併せて1つの法律にしたというものです。玄米及び精米の表示は、もともとは農水省のほうで所管されていたJAS法に基づき定められていた個別の品質表示基準の中で規定されていたということでございます。

○林専門委員 なるほど。そうすると、現在、「農産物検査法による証明をいい」というふうに証明手段が農産物検査法の検査に限定されているがゆえに、現在は、農産物検査が表示の要件になっているわけですが、こういった農産物検査法の検査による証明でなければいけないかどうかという点を農水省が見直せば、消費者庁としては、他の食品と同様の条件で表示を行うということについて、消費者委員会に諮問して、そのように見直すことは可能であるという理解でよろしいですか。

○五十嵐食品表示企画課長 おっしゃるとおりです。消費者庁としては、事業者の実行可能性も重要な要素だと考えていますので、業を所管している農水省のほうでそこは判断して、これでワークできるというのであれば、当然消費者の意向というのもありますが、消

費者庁としては異存はございません。

○林専門委員 ありがとうございます。とても明確になったと思います。

次に、財務省の齋藤企画官に確認させていただきます。先ほどの御説明の中では、清酒特定名称の表示のために、原材料である米の品質確認が酒造メーカーから求められているけれども、その原材料である米の品質確認の方法については、農産物検査と同等程度の他の方法があれば、それでもよいということをおっしゃられたと思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○齋藤酒税企画官 その理解で結構でございます。ただ、あくまでも行政当局としてというよりは、実需者の酒造メーカーさんがどう考えていくのかといった部分もあろうかと思っておりますので、そこはしっかりと業界の意見も聞きながら検討していきたいと考えています。

○林専門委員 ありがとうございます。

これで消費者庁、また、財務省においても、農水省のほうで民の意見を聞きながら進めていけば、農産物検査を米の食品表示要件としている現行規制の見直しは可能だということが確認できたと思います。そこで、農水省にお伺いさせていただきます。先ほど来、資料1-1の11頁の「これからの対応」で見直しの方向性として、卸業者経由の取引か、直接販売かで2つに分けて、卸事業者経由の取引については見直さないこと、直売については見直しをするけれども、農産物検査を受けない場合には、産地・品種・産年を表示するためには「未検査」という表示を「併記」しなければいけない、という案を書かれていますが、農産物検査法を読ませていただきましたところ、3条以下の品質等検査の条文は、いずれも「検査を受けることができる」という「できる」規定になっており、検査自体は義務ではないと思います。そのような義務でもないものについて、検査をした場合に「検査」という表示をするならともかく、検査をしていないものに「未検査」というネガティブラベルを貼らせるということは、生産者にとって不利益なラベリングになるのではないかと思います。なぜそのような逆転した手法をお考えなのかという点をお聞きしたいと思います。

○平形農産部長 現在の表示というのが、検査はなぜかと申しますと、自己認証でなくて第三者が行うというところが一つのポイントでございます。消費者庁から今の食品表示法の前はJAS法で表示の基準があったということなのですが、実は平成7年の前はそういうものはございませんでした。平成7年のときに産地品種銘柄を表示する場合はこういった検査を受けることというのを限定いたしまして、当時はお米というのは白くて違いが分からないという消費者の声もございまして、それで第三者である検査を行った者について産地品種銘柄を表示できるというふうにしたのですけれども、現在それがかなり定着をしている中で、これで直接の取引の場合は未検査であっても産地品種銘柄が全部書けますというふうになりますと、現在消費者が選んでいる買い方とあまりにもギャップが多くなり過ぎるということで、これが本当に直接販売なのか、それとも一般的なものなのかが、この「未検査」と書いてあれば、これは未検査だけど、産地品種銘柄3つとも書ける

などというのが分かるのですけれども、現在そういった検査を経ないで書けない状態のところで、突然検査を経なくても、全て「未検査」とも書かずに書くというふうになると、第三者が見たかどうかというのが判別できないという意味で、消費者の方に混乱を来すのではないかと考えている次第です。

○林専門委員 米については、ほかの食品以上に検査が必要だということなのでしょうか。

○平形農産部長 ほかの食品であれば、賞味期限が短くて、形を見ればいい悪いというののがかなり分かるのですけれども、特に精米してあるお米というのは、形を見ただけではなかなか分からない。ただ、先ほど申しましたとおり、どの産年、どの産地、どの品種であるかということに消費者が価格を選ぶファクターというのがありまして、第三者が検査をしたものについて表示をするというシステムを今、取っているというところですよ。

○林専門委員 しかし、米トレサ法の対象事業者には生産者も入るところ、先ほど法人協会様の御説明では、実際の取引においては品種や産年に関する情報が記録されているということだったので、おっしゃるような懸念点への対応策は確保されているのではないのでしょうか。

○平形農産部長 米トレサ法は、あくまでも自主検査となっております。現在米トレサ法に基づく産地までのところは「未検査」として表示は可能なのですけれども、品種と産年に関して自主的なもので表示をしていいかどうか、そういったところの問題だと考えております。私は検査のみがいいと思っているわけではないのですが、実は検査に代わる第三者的なやり方で、井村副会長は非常にコストはかかるとおっしゃっているのですが、自己認証になるとコストがすごく上がるところもあって、代わるようなものをこのところずっと模索はしているのですけれども、正直なところなかなか見つからないというところもございまして、機器の開発等を待ちながら、こういったものがどうやって担保できるのかというのは考える課題だと思っております。

○林専門委員 ありがとうございます。前向きに検討してくださっているということを理解できました。ただ、そうであれば、むしろ本間先生がおっしゃられたように、国民の検査の在り方など、ほかの分野では実際に行われている手法も含めて、見直しを今後して行っていくというほうが筋ではないかと思えます。また、義務ではない検査について、未検査の場合に「未検査」のラベリングを要求するということ自体、やはり手法としてはおかしいのではないかと思いますので、もう一度御検討いただければと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

藤田専門委員に行く前に、今の関連で私から1点だけ。消費者庁の方に、先ほど消費者庁の方が扱われた4ページで4つの段階があって、原則は根拠資料の保管を努力義務としていると。こういうものだというお話があったわけですが、当然この場合は検査はしていないと。そのときには「未検査」と表示しなければいけないということになっているのでしょうか。

○五十嵐食品表示企画課長 おっしゃるとおり、一番最後のものが、全ての食品に関して

努力義務がかかっているものです。

未検査については、2ページのところを御覧いただきたいのですが、左側の一番下にありますが、証明を受けたものと証明を受けていないものとブレンドされている場合に「未検査米」と書くのは、できる規定なので、別に書かなくてもよいこととなっております。

ただ、一方で、右側の一番下にありますが、産地について、農産物検査法によらなくて、米トresa法による産地伝達によって書く場合は、「〇〇県産（産地未検査）」と書くところとは義務付けになっているところです。

○佐久間座長 米以外。

○五十嵐食品表示企画課長 米以外は、特段農産物検査法はかかって。

○佐久間座長 ですから、そのときに検査はしていないのです。

○五十嵐食品表示企画課長 はい。書きません。

○佐久間座長 そこで「未検査」と書きますかというのが質問。

○五十嵐食品表示企画課長 いや、書きません。

○佐久間座長 だから、検査していないときに「未検査」と書くものはないということですね。

○五十嵐食品表示企画課長 はい。

○佐久間座長 それでは、藤田専門委員、お願いします。

○藤田専門委員 検査について、井村さんが言われたことの中に入るのですけれども、検査をするのとそれに同等に等しい書類を持っているということが一応検査をした、担保として農水省さんのほうもある程度認めているというお話だと感じております。第三者認証でないということだけは確かですが、一応検査と同等のような書類を準備しているというのが今の生産者の立場だと思っておりますし、そのおかげでナラシ対策等については認めるという状況になっているのかなということを感じておりますけれども、ただ、この仕組みでいった場合に、先ほどのピンクの話ですが、卸の場合にはそれとはまた別なのだという枠を持っていますけれども、検査法を抜きにしても、卸の人は整粒歩合であったり、胴割れであったり、全てについては敏感ですし、別に検査法抜きでもそれはやっている。逆にもっと強くしている可能性はあります。そういう状況であります。

もう一つ、品種の偽装に関してです。特に品種の特定が検査法でなかなか難しくなっている時代になっています。そうすると、この検査法が万全でないことも確かで、そんな中で、ここは分けなければいけなくなってきましたので、この検査法が絶対でないということを感じております。

できればこの偽装に関しては、簡易検査でもない。消費者にとって大事なことは、機械の精度を増して、すぐに簡易でも見られて、かつ最後に精密な検査をするような仕組みで偽装を市場からなくしていくと。要するに、今、言ったような検査を全員でやらなくてもなくしていく仕組みを作っていくことと並行しながら検討していただきたいというのがあります。

そういう面では、卸と直接販売の違いが僕にはあまり分からないのです。卸もいろいろあります。非常に小さな卸もある。それをどこで分けて、どこまでがいいのかというものがありますので、僕自身は、全ての検査法に関して同じような仕組みでということをお願いしたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、新山委員、お願いします。

○新山委員 まず、基本的にはあらゆる形の検査について、できるだけコストがかからず合理的にできるものが望ましいというのが、多分皆さんが合意されていることだと思います。私もそのように思います。ただ、今までの議論の中でちょっと整理しておかないといけないことが幾つかあるかなと思います。

こう言うは何ですが、本間専門委員は、偽装はマーケットで排除できるとおっしゃいましたけれども、私は経済学の考え方でも、マーケットでフリーライダーを排除するのは非常に難しいというのが基本的な考え方ではないかと思えます。見た目で区別ができるものについては排除しやすいですが、お米の粒ですので、区別ができないものは非常に難しい。特にこれまでに偽装が起り、事故米が不正規に流出されて、特定できなかったということで米トレーサビリティ法ができることになったということもございます。

では、トレーサビリティ法ができたではないかということですが、トレーサビリティというのは、経路に関する記録を残して、それを遡及したり、追跡することを担保する仕組みでありまして、検査に代わるものではありません。ですので、検査が必要なところは検査がされていて、その上でそのものの取扱いの経路の記録を残すということです。それは検査がされたものであるということの間接的に担保できるというものです。そこについても誤解がないようにしないといけないのではないかと思います。

そのようなことを考えますと、議論の方向として、今ある検査が万全ではないというのは、皆さん、そのお考えのようですし、農水省のほうでもそのように考えて検討してきておられる。検討のスピードという議論はありましたけれども。であれば、今の検査のどこをどういうふうに改善することが必要か、あるいは改善できるかということにもっと絞った形で、具体的に改善の方向を検討していくほうが建設的な議論ができるのではないか。根本的に改善が必要だとか、いや、そうでないという議論をしてもあまり話が詰まっていけないのではないかとこのように聞きました。

ですので、検査の仕組みをどうするか。検査機関もすでに民営化されているとおっしゃっていましたが、検査の中身をどうしていくかということになるのではないかと思います。

そして、検査を認証制度に近いような形で行うと、それはほかの農産物産品でも同じですけれども、むしろコストが非常に上昇してしまうということがあり、そこは気を付けないといけないことなのではないかと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、時間も押し迫ってきましたので。

○小見山参事官 互さんのほうから。

○佐久間座長 互さん、お願いします。

○互理事 一言だけ。私たち川上の人間というのはいろんなお米を作っていますが、混ぜるということをしませんし、偽装に対する規制をするのであれば川中だと思います。消費者の方々に対して偽装をやっているのは川中の業者であって、川上が一々こちらのお米とこちらのお米をコンバインで混ぜるとか、偽装して出すとかというのは、川上ではしないですよ。大体やっているのは川中だと思います。そこら辺の規制を厳しくしてください。

○新山委員 よろしいでしょうか。私もそのように思っています。トレーサビリティが議論されたときもそこが問題でした。

客観的な事実として申しますと、牛肉のトレーサビリティに比べて米のトレーサビリティは、ちょっと時間が急がれたということもあり、牛肉の場合ほどの原料（例えばどの部分肉）から、どの製品（どの小売パック肉）を製造したかという内部トレーサビリティ、この記録を残すことが義務付けられています。米はそこが義務付けられていませんので、中間事業者の扱いを明確にするには非常に難しいところがあります。その上で、かつ検査が担保されないということになると、もっと大変になるのではないかと考えております。基本的な認識は同じです。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、本間専門委員。

○本間専門委員 誤解があるといけませんので、ちょっと補足しておきます。私は、検査制度を全部なくせという主張をしているつもりはなくて、今の制度を新たなものに変えていくという主張であります。社会的制裁とか罰則があればマーケットで偽装は少なくともなくなっていけるけれども、完全になくなるということを目指するつもりもありません。経済学で言うところの、情報の非対称性というのは誰もが認識している話であって、それをなるべく対称に持っていく方法としてどういうものがあるかということを考えていきたいということです。その辺りは誤解のないようにお願いします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ほかにどなたかおられますでしょうか。

それでは、時間も来ましたので、まずは金丸議員から一言お願いします。

○金丸議員 座長の前に発言の機会を賜りまして、ありがとうございます。

今日、御意見あるいは御説明をお伺いして思ったのは、いろんな大きな農業分野の規制の改革に携わってまいったのですが、農産物検査法というものが残っていたのだなと痛感いたしました。それぞれのお考えがあって今の検査制度はできているのだということも理解しましたが、生産者のためにもなっていないし、消費者のためと言いながら、それほど消費者のためになっていないのではないかと思います。そういう意味では、時代も大きく変わりましたし、TPPの締結もし、海外にも販路を見出そうとする政府の方針もありますから、国際的な視点も踏まえて、我々が輸出も可能なようないい制度を是非考

えてほしいと思います。

デジタル化の推進もすさまじく進展をしておりますから、デジタル化の有効活用などもよく考えていただいて、生産者と消費者にとって今の時代にふさわしい検査制度に。皆さんからいろいろ議論がありましたけれども、私としては、抜本的な見直しを、農水省御自身が再デザインをするときには一度ゼロからスタートして考え直していただくべきではないかと思いました。農水省の皆さんの改革のリーダーシップに期待したいと思います。

以上です。

○大塚副大臣 ついでに私も一言、いいですか。

○佐久間座長 では、大塚副大臣、お願いいたします。

○大塚副大臣 私も聞いていて抜本的に見直したほうがいいのではないかなという印象を強く持ったわけですが、先ほど米は足が長くて、形だけ見ても分からないという話もあったのですが、お茶とか麦とか、ほかの産品でも類似のものもあるわけでありましたが、こうしたことが求められているのは米だけというのは、やはりよく考えなければいけないのだろうと思います。

それから、「検査」という語感がよくないですね。これは基本的には品質を保とうという目的なのですが、検査しているか、していないか。「未検査」と言うと、安全性にも疑問があるのではないかなという印象にもなりますし、実態としては第三者が品質を認証しているかどうか。「第三者認証」「未認証」というのが正しい日本語の語感なのだろうと思うのですが、それでも、「検査」「未検査」というのは、いかにも消費者が忌避したくなる表現だというふうにも思います。

コストの問題もよく考えなければいけないと思いますし、品質を担保するというのであれば、G Iとかほかの仕組みを農水省さんでもやっているわけです。ほかのやり方で品質を証明していくという方法もあると思います。それにしてもコストがかかっていけば、G I制度だって、西尾の抹茶がG Iを取り下げるという事例も出てきています。聞いてみると、コストがかかるので、品質を表示するのに見合わないということで、産地として取り下げていくという事例も出てきているわけですから、検査にかかるコストというのもよく考えていかなければならないと思います。

いろいろひっくるめて考えると、抜本的に、本当にゼロから見直してもいいのではないかなという印象を持ったことを申し上げておきたいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

大変力強い御意見を大塚副大臣、金丸議員からいただきました。それを受けてということで、私として整理いたしますと、食品表示法上の米の産地・品種・産年、この3点セットの表示要件として、今、農産物検査義務というのが課されているわけですが、それは撤廃していただくと。今の食品表示基準の第41条第2項、先ほど説明がありました4番目の根拠資料の保存の努力義務で足りるということでできないのかという点を検討いただきたいと思います。

具体的には、これも消費者庁のほうからありましたように、これは農水省におかれて、米の表示基準に関します事業者の表示の実行可能性、表示違反の食品の検証可能性、そして国際整合性を検討いただき、早急に結論を出していただきたい。

また、これ以上の検証可能性が必要だということであれば、食品表示基準や米トレーサビリティ法などに基づき検証可能な制度を検討いただきたいと思います。

第二に、この3点セットの表示要件として農産物検査義務の撤廃。これは直接取引に限らず、卸流通取引の米についても行っていただきたいと思います。

また、未検査米については、検査米と同等の取扱いを行う。米以外については「未検査」という表示がないわけですから、未検査の表示義務付けは行わないという前提で検討いただきたいということです。

次に、卸事業者経由の米取引についても、ナラシ交付金・水田活用の直接支払交付金の要件として今は農産物検査が義務付けられているという点。この点についてもこの義務というのは撤廃していただくという方向で検討いただきたい。

また、これは先ほど財務省の方からもお話があったように、商品先物取引、清酒の特定名称についても本日の議論を踏まえて検討を進めていただきたいと思います。

検討の結果は、五月雨式で結構ですので、事務局と共有いただき、必要に応じ随時ワーキング・グループを開催してフォローをさせていただきたいと思います。

最後に、農産物検査法に基づく規格について、今までの議論で改訂のサイクルが遅いとか、今のニーズに十分反映されていない、輸出志向でないといった問題も指摘されました。また、最後に大塚副大臣、金丸議員などからも、農産物検査法に代わる新しい制度、ほかのやり方も含めてという意見もありましたので、次回以降は農産物検査制度の抜本的な見直しに向けても議論を進めたいと思います。

私からのまとめは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

それでは、事務的な連絡があれば事務局からお願いいたします。

○小見山参事官 次回のワーキング・グループの日程につきましては、改めて事務局で調整して御報告します。

○佐久間座長 それでは、本日はこれにて会議を終了いたします。お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。